

(財)全日本スキー連盟
日本スキー指導者協会規約

第1章 総 則

(名 称)
第 1 条 この会は、(財)全日本スキー連盟 日本スキー指導者協会
(英文名 SKI INSTRUCTOR OF JAPAN、略称S . I . J .)という。

(事 務 所)
第 2 条 この会の事務所は東京都に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)
第 3 条 この会は、スキー指導者相互の情報交換をはかることにより、スキー界の活性化に寄与し、あわせてスキー指導者の資質の向上と社会的貢献をはかることを目的とする。

(事 業)
第 4 条 この会は、前条の目的を達成するため次ぎの事業を行う。
(1)スキー指導者相互の情報交換と連携。
(2)(財)全日本スキー連盟への協力。
(3)機関紙の発刊。
(4)その他この会の目的達成に必要な事業。

第3章 会 員

(会 員)
第 5 条 この会の会員は、S . A . J .加盟団体及びスキー指導者により構成する各都道府県の団体を会員とする。
ただし、団体が会員でない場合は個人を会員とすることができる。

(賛 助 会 員)
第 6 条 この会の目的に賛同しその事業に協力する個人または団体を賛助会員とすることができる。

(会員の義務)
第 7 条 会員は、この会の行う事業に積極的に協力し、または行事に参加するものとする。
2 . 会員は別に定められた会費を納入しなければならない。

(退 会)
第 8 条 会員が退会するときは、その理由を付し退会届を会長に提出しなければならない。

第4章 役 員

第 9 条 この会に次ぎの役員をおく。
会長 1 名、副会長若干名、理事若干名、特別理事若干名
監事 3 名以内

(役員を選任)
第 1 0 条 前条の役員は、総会で選任する。
2 . 会長の選出は別に定める。
3 . 副会長は全国7ブロックより各1名を推挙する。
4 . 理事は全国7ブロックより各1名を推挙する。
5 . 特別理事はS A J教育本部理事または、それ相応の者を理事会で推挙する。
6 . 監事は、立候補により総会で選出する。
7 . 理事の中より理事長および副理事長を理事会の互選により選出する。
8 . 第3項、第4項の規程にかかわらず会長推薦の副会長および理事を若干名おくことができる。

(役員 の 職務)

- 第 1 1 条 会長はこの会を代表し、この会の業務を総理する。
2 . 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある場合及び必要に応じ職務を代行する。
3 . 理事長は、会長および副会長を補佐し、この会の業務を掌理する。
4 . 理事は、日常の業務を執行する。

(監事 の 職務)

- 第 1 2 条 監事は会議に出席し意見をのべることができる。ただし議決に加わる事はできない。
2 . 監事は、次の各号に定める業務をおこなう。
(1) 財産の状況および整理の監査。
(2) 業務執行状況の監査。
3 . 監査の結果、必要があると認めるときは会長に対し総会の招集を要請することができる。

(役員 の 任期)

- 第 1 3 条 役員 の 任期は 2 年とし、再任を妨げない。
2 . 役員はその任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、その職務を遂行する。
3 . 補充または増員により選出された役員 の 任期は、現任者の残存期間とする。

(役員 の 解任)

- 第 1 4 条 役員が下記の各号に該当したときは総会の議決を経て解任することができる。
(1) 心身の故障のため職務執行にたえられないと認められたとき。
(2) 職務上の義務違反、および役員にふさわしくない行為があったと認められたとき。

(役員 の 報酬)

- 第 1 5 条 役員は、原則として無報酬とする。
ただし、その職務のため必要な費用について支給することができる。

(名誉役員)

- 第 1 6 条 この会に、名誉会長 名誉顧問、特別顧問、顧問、参与、会友をおくことができる。
2 . 名誉会長はこの会の会長であった者を総会にはかり会長が委嘱する。
3 . 名誉顧問はこの会の名誉会長であった者、および同等の功労のあった者を総会にはかり会長が委嘱する。
4 . 特別顧問は、必要に応じ総会にはかり会長が委嘱する。
5 . 顧問及び参与は、この会の発展に特に功労のあった者を総会にはかり会長が委嘱する。
6 . 特別顧問、顧問は、特定事項について会長の諮問に応ずる。
7 . 参与は、特定事項について理事会の諮問に応ずる。

(事務局)

- 第 1 7 条 この会の事務処理を行うために中央事務局を置く。
2 . 中央事務局の構成は次のとおりとする。
局長 1 名 . 次長 2 名以内 . 局員若干名。
3 . 局長は会長が任命し、理事とする。
4 . 次長及び局員は会長が任命する。
5 . 局員は有給とすることができる。ただし、その報酬は理事会の議決を得て会長が定める。

第 5 章 会 計

(会 計 年 度)

- 第 1 8 条 この会の会計年度は毎年 6 月 1 日より 5 月 3 1 日までとする。

(経 費)

- 第 1 9 条 この会の運営に要する費用は次の各号を以ってあてる。
(1) 年会費
(2) 事業収入
(3) 協賛金
(4) 補助金
(5) その他の収入

第20条 年会費は原則として都道府県会員の規模割りによるが実情によりブロック単位に算定し納入することができる。
なお、その算定方法は、個人会員とあわせ別に定める。

第6章 会 議

(会議の種類)

第21条 この会の会議は、総会、理事会、その他各種委員会とする。

(総 会)

第22条 総会は、この会の最高の議決機関とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、各都道府県からあらかじめ選出された代表委員、および役員で構成する。
2. 名誉役員に出席を要請し意見を求めることができる。

(総会の招集)

第24条 総会は、毎年1回会計年度の終了後3ヶ月以内に会長が招集する。
ただし、代表委員の2分の1以上から会議の目的事項を示し総会開催の請求があったときは60日以内に総会を招集しなければならない。

(総会の成立)

第25条 総会は、代表委員現在数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。ただし、委任状の提出があった場合は、出席したものと見なす。

(総会の議決)

第26条 総会の議決は、特別に定めた事項を除き出席代表委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、会長もしくは会長の指名するものとする。

(総会の審議事項)

第28条 総会は次の事項を審議、議決する。
(1) 事業計画および収支予算に関する事項
(2) 事業報告および収支決算報告に関する事項
(3) 役員を選出、承認および解任
(4) 規約、規程の改廃
(5) 会員の加盟の承認および除名
(6) 会員からの提出議案
(7) 役員および会員の表彰
(8) その他必要と認める事項

(理事会)

第29条 理事会は、会長、副会長、理事、特別理事、監事をもって構成し会長が必要に応じ招集する。
2. 理事会の議長は、会長もしくは会長の指名するものとする。
3. 会長は、必要に応じ名誉役員に出席を要請し意見を求めることができる。
4. 理事会の成立及び議決は、総会の成立及び議決に準ずる。

(理事会の業務)

第30条 理事会は次の業務を処理する。
(1) 事業計画および予算の立案ならびに執行
(2) 事業報告および決算の処理
(3) 役員等の選考に関する事項
(4) 規約、規程の立案
(5) 会員拡大に関する事項
(6) 会員からの提出議案の処理
(7) 役員および会員の表彰者の推薦
(8) その他、必要事項

(各種委員会)

- 第31条 この会に、事業遂行上必要と認める場合、各種委員会をおくことができる。
2. 各種委員会の設置および構成する委員の選出は理事会の議決による。
 3. 委員は会長が委嘱する。

(議事録)

- 第32条 総会および理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 開会の日時および場所
 - (2) 会議に出席した構成員の氏名
 - (3) 委任状を提出した者の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の要旨および発言者の発言要旨
2. 議事録には、議長およびあらかじめ選出された議事録署名人が署名しなければならない。
 3. 議事録は作成後すみやかに会議構成員に開示することとする。

第7章 付 則

(細 則)

- 第33条 この規約の施行上、必要な事項は別に細則に定めることができる。

(規約の改廃)

- 第34条 この規約の改廃は、総会において出席代表委員の3分の2以上の同意によらなければならない。

- 第35条 この規約は昭和58年10月30日より施行する。

昭和61年12月3日改正
昭和62年08月23日改正
昭和63年08月27日改正
平成06年07月17日改正
平成07年07月12日改正
平成09年07月12日改正
平成10年07月19日改正
平成11年07月18日改正
平成13年08月05日改正
平成15年08月02日改正
平成16年07月31日改正
平成21年07月26日改正
平成22年08月08日改正(全面)

(財)全日本スキー連盟日本スキー指導者協会
運営細則

(会長の選出)

第1条 会長は、各ブロック選出理事による会議における推挙にもとづき、総会において選出する。

(総会への出席)

第2条 賛助会員、名誉会員、個人会員および都道府県会員に属する個人は総会に出席することができる。ただし、議決には加わらない。

(年会費)

第3条 会員の年会費は原則として別表に定めた金額とする。

(慶 弔)

第4条 役員等の慶弔については必要に応じその都度会長が決め執行する

付 則

第1条 この運営細則の改廃は理事会において議決し総会の承認を得なければならない。

第2条 この運営細則は、平成22年8月8日より施行する。